

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 相互救済事業に係る昭和五十九年度の経営状況の区域の変更(二件)
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 保安林の指定の解除予定(二件)
- 基本測量の実施
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催
- ◇ 正 誤 昭和六十年七月二十三日付鳥取県公報第五千六百八十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する

相互救済事業に係る昭和五十九年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年八月二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

昭和59年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,194
加入戸数	852,953戸
共済契約金額	2,717,915,053,000円
共済分担金	587,937,781円
り災戸数	408戸
災害共済金	177,299,425円
復興建築助成戸数	276戸
復興建築助成金	54,210,957円
防火・住宅施設改善助成会員数	201
防火・住宅施設改善助成金	43,128,170円
災害見舞戸数	68戸
災害見舞金	973,498円
収支計算	
(1) 収入	共済分担金(過年度分を含む。) 588,110,469円
雑収入	100,660,249円
退職給与引当金繰入	10,000,000円

会館収入	52,693,290円
合 計	751,464,008円
(2) 支出	303,898,931円
事業費	188,351,447円
事務費	49,173,790円
会館管理費	59,907,654円
その他の経費	601,331,822円
小 計	150,132,186円
収支差額	601,331,822円
(準備積立金へ繰入)	150,132,186円
合 計	751,464,008円

鳥取県告示第七百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日野谷地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年二月四日現在の地番による。）
大字牧谷字駒谷	大字牧谷字駒谷のうち八二四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字牧谷字赤道八三五と一体をなす国有地の一部
大字牧谷字赤道	大字牧谷字赤道のうち八三四、八三五、八三七から八三九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字牧谷字横縄手	大字牧谷字駒谷八二四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字牧谷字赤道八三四、八三五、八三七から八三九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字牧谷字河原田一〇一〇の一部、一〇一〇の一の一部、一〇一一、一〇一二から一〇一四までの一部、一〇一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字牧谷字横縄手のうち一〇一八の一部、一〇一九の一部、一〇二〇、一〇二〇の一から一〇二〇の三まで、一〇二〇の四の四の一部、一〇二〇の五の一部、一〇二〇の六、一〇二二の一部、一〇二四の一の一部、一〇二四の五の一部、一〇二五の一部、一〇三六の一、一〇二六の二、一〇二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字牧谷字河原	大字牧谷字河原田のうち一〇一〇の一部、一〇一〇の一の一部、一〇一一、一〇一二から一〇一四までの一部、一〇一四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字牧谷字横縄手一〇一八の一部、一〇一九の一部、一〇二〇、一〇二〇の一から一〇二〇の三まで、一〇二〇の四の一部、一〇二〇の五の一部、一〇二〇の六、一〇二二の一部、一〇二四の一の一部、一〇二四の五の一部、一〇二五の一部、一〇二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字牧谷字鷹犬	大字牧谷字鷹犬のうち八〇五の次一、八〇七の二、八一の一、八一三、八一五の二、八二三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字牧谷字松ヶ坪	大字牧谷字後谷七八六の一と一体をなす国有地の一部 大字牧谷字鷹犬八〇五の次一、八〇七の二、八一の一、八一三、八一五の二、八二三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字牧谷字横繩手一〇二五の一部、一〇二六の一、一〇二六の二の一部、一〇二七及びこれらと一体をなす国有地 大字牧谷字松ヶ坪の全域 大字牧谷字的場一〇三五の一部、一〇三六の一の一部、一〇三六の二、一〇三七の一部、一〇三八の一部、一〇三九の一、一〇三九の二の一部、一〇三九の三及びこれらと一体をなす国有地
大字牧谷字後谷	大字牧谷字後谷のうち七八六の一の一部、七八六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七八六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字牧谷字的場一〇四一の一、一〇四一の三と一体をなす国有地の一部
大字牧谷字的場	大字牧谷字的場のうち一〇三五の一部、一〇三六の一の一部、一〇三六の二、一〇三七の一部、一〇三八の一部、一〇三九の一、一〇三九の二の一部、一〇三九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四一の一、一〇四一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による藤助谷地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十年二月十五日現在の地番による。）
大字洗井字芦原谷	大字洗井字芦原谷のうち八六の一の一部、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字洗井字中島	大字洗井字中島のうち九八、九九及び一〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字洗井字芦原谷八六の一の一部、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六の二と一体をなす国有地の一部 大字洗井字藤助谷一〇七の一、一〇七の二、一〇七の三の一部、一〇八の一部、一〇九及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字洗井字藤助谷	大字洗井字藤助谷のうち一〇七の一、一〇七の二、一〇七の三の一部、一〇八の一部、一〇九及びこれらと一体をなす

大字蒲生字藤助谷	大字蒲生字藤助谷のうち二三〇三から二三〇五までの一部、二三一〇、二三一三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
	す国有地の一部以外の区域 大字洗井字中島九八、九九及び一〇一と一体をなす国有地の一部 大字蒲生字藤助谷二三〇三から二三〇五までの一部、二三一〇、二三一三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第七百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町から同町が行う土地改良事業に係る日野谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町から同町が行う土

地改良事業に係る藤助谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字坂ノ谷平二九六五の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

送電施設用地とするため

鳥取県告示第七百九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字粕渡谷一四八〇・一四八三・字粕渡り一四八
四の一・一四八四の三・一四八四の四・字坊主一四八七の五（以上六筆
について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があ
つたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間 昭和六十年八月二十七日から同年十二月二十一日まで

三 作業地域 東伯郡三朝町

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
を次のとおり開催する。

昭和60年8月2日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持の許可を
受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気

銃を所持している者を対象とした講習をいう。
2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和60年8月28日	午前10時30分から	鳥取市東町一丁目271	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取、郡家、智頭、及び浜村の各警察署の管内に居住する者
	午後4時30分まで	鳥取県庁第二庁舎9階第27会議室	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁議会議棟3階第16会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和60年9月3日	午後1時30分から	倉吉市住吉町77	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
	午後4時00分まで	鳥取県倉吉警察署会議室	倉吉市住吉町77	鳥取県倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
講習	昭和60年9月6日	午後1時30分から	米子市紙町一丁目151	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	午後4時00分まで	鳥取県米子警察署会議室	米子市紙町一丁目151	鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者
(1) 初心者講習
鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間
ア 初心者講習 4時間
イ 経験者講習 2時間30分
- (2) 講習科目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料
ア 初心者講習 3,000円
イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

正

誤

昭和六十年七月二十三日付鳥取県公報第五千六百八十一号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

誤

正

六 下 二

第四十八号

第四十九号